

徳島県告示第三百五十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 土地改良区の名称
若松土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	原 克 一	原 克 一	海部郡海陽町若松字原谷二〇―五
同	西 脇 正	西 脇 正	同 字江原四三
同	土 澤 茂 利	土 澤 茂 利	同 字原谷四〇
同	谷 脇 武 彦	谷 脇 武 彦	同 字築ノ本五
同	西 澤 雅 勝	同 字大森六―三	同
同		木 本 雅 章	阿南市羽ノ浦町宮倉南浦五〇―一 サウス コート三。一号室
監 事	溜 島 聰 明		海部郡海陽町若松字大野六―一
同	乃 一 圭 司	乃 一 圭 司	同 大里字白水六五―四
同		溜 島 浩	同 神野字三筒一四